

# 弁理士 業務内容

特許権・意匠権・商標権を知的財産として効果的に活用できるコンサルティング業務を行ないます。

## 特許、商標、意匠、実用新案等

- \*特許、商標、意匠、実用新案等の出願業務
- \*特許、商標、意匠、実用新案等の工業所有権の訴訟、仲裁、特にハイテク技術に関する訴訟
- \*異議申立、拒絶査定不服審判、無効審判、審決取消訴訟
- \*外国への特許、意匠、商標の出願業務、工業所有権紛争に関するアドバイスおよび証拠の収集
- \*特許、意匠、商標権の侵害に対応する鑑定、実施権に関する交渉および契約書の作成

## 特許権の効果

- 技術を長期間独占
- 販売量を増大
- 販売価格を維持
- 同業他社の参入、模倣を防止
- 企業の信用力を増大

※その他、弁理士が対応可能な業務

●他士業・専門コンサルタントにご相談・ご依頼がございましたら、お気軽に川口人事労務総研までお問い合わせ下さい。